

退職金規程

(平成15年10月1日規程第59号)

(目的)

第1条 この規程は、無期雇用職員等就業規程（令和8年規程第234号。以下「就業規程」という。）第57条第2項に規定する、定年制職員及び事務総合職員（以下「職員」という。）に対する退職金の支給について定めるところを目的とする。

(支給基準)

第2条 退職金は、職員が退職した場合には、その者に、職員が死亡した場合には、その遺族に支給する。

ただし、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職金は支給しない。

- (1) 勤続6月未満の退職
- (2) 懲戒規程第3条第1項第7号に規定する懲戒解雇
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたことによる退職

2 前項の退職金とは、第3条から第8条までの規定により計算した退職金の基本額に、第16条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(基本額)

第3条 職員が退職した場合においては、退職した日における本給月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額を退職金の基本額として支給する。

ただし、各号の合計額が本給月額の100分の5,500を超えるときは、本給月額の100分の5,500とする。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100
- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140
- (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180
- (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200
- (5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

(本給月額の減額改定以外の理由により本給月額が減額された場合の基本額に係る特例)

第4条 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定以外の理由により、その者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職金の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に、現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額
- (2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職金の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職金の基本額の退職日本給月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

(基本額の増額)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前二条の規定により計算して得た額に退職した日における本給月額又は特定減額前本給月額のどちらか多い額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 傷病によりその職に堪えず退職した場合若しくは死亡した場合又は予算の削減若しくは組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられた場合
- (2) 職員が勤続10年以上であって定年により退職した場合、勤続10年以上であって60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合又は勤続15年以上であって職務上特に功労のあった者が退職した場合
- (3) 前2号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められた場合

(基本額の減額)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条又は第4条の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 自己の都合による退職（出産若しくは婚姻又は第5条の規定に該当する場合を除く。）
 - (2) 勤務成績が著しく不良のための退職
 - (3) 懲戒規程第3条第1項第6号に定める諭旨退職による退職の場合
 - (4) 第2条第2号に規定する事由に準ずる事由による退職
- （基本額の減額の特例）

第7条 職員が科学技術企業年金基金（以下「年金基金」という。）の加入員である期間（旧科学技術厚生年金基金の加入員であった期間を含む。以下「加入員期間」という。）15年以上で退職した場合には、第3条の規定により計算して得た額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額（以下「対象額」という。）に次の各号に掲げる勤続期間（加入員期間を勤続期間とみなした場合における該当勤続期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。

ただし、対象額算出の基礎となる本給月額が年金基金の標準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって本給月額とする。

この場合において、退職した月の前月（退職した日が月の末日である場合は当月）以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職した月の前月（退職した日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

- (1) 勤続期間が15年の場合にあっては、100分の1.5の割合
- (2) 勤続期間が15年を超え30年までの場合にあっては、100分の1.5に15年を超える勤続期間1年につき100分の0.1を加えた割合
- (3) 勤続期間が30年を超える場合にあっては、100分の3の割合

2 年金基金の加入員であったことにより既に退職金の基本額の減額を受けた者に対し、再び退職金の基本額を支給する場合の減額は、前項の規定により勤続期間とみなした期間について算出される減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。

- (1) 再び支給する退職金の基本額の算出の基礎となる本給月額（この場合において、前項ただし書を準用する。）に基づいて、既に減額を受けた勤続期間について算出される対象額
- (2) 既に減額を受けた勤続期間に対応する前項各号の割合

3 前二項に規定する勤続期間の計算にあたって1年未満の月数が生じた場合は、これを計算の基礎としない。

4 この条の規定による減額は、第3条の規定により支給する退職金の基本額を限度とする。

（基本額の調整）

第8条 第3条から第7条の定めにより算定した金額は、これに100分の83.7を乗じて得た額を退職金の基本額とする。

（定年前早期退職者に対する基本額に係る特例）

第9条 定年制職員の早期退職に関する細則（平成27年細則第51号）第2条第1項の募集において早期退職を認める者の退職金の基本額の算定においては、当該条項中「本給月額」は、「現に退職した日の属する年度から60歳に達する日の属する年度の前年度までの年数及び100分の3を本給月額に乘じて得た額と本給月額の合計額」と読み替えるものとする。

2 現に退職した日の属する年度が60歳に達する日の属する年度と同一である場合、前項の年数は1年とする。

3 第1項の「現に退職した日の属する年度から60歳に達する日の属する年度の前年度までの年数」が15年を超える場合、これを「15年」と読み替えるものとする。

4 その他定年前早期退職に必要な事項については別に定める。

（支給の一時差止め）

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは退職金の支給を一時差し止める。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）された場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ退職金が支給されていない場合において、その者が基礎在職期間（第14条第1項に定める期間を言う。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。

2 退職をした者に対しまだ退職金が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは退職金の支給を一時差し止めることができる。

(1) 当該退職者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に退職金を支給することが研究所に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職者の基礎在職期間中の行為に関し、懲戒解雇を受ける事由に相当する行為があったことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合にはその遺族）が当該退職に係る退職金の支給を受ける前に死亡したことにより退職金の支給を受ける権利を承継した者を含む。）に対し、まだ当該退職金が支給されていない場合において、前項第2号に該当するときは支給を一時差し止めることができる。

（支給の一時差止措置の取消）

第11条 退職金の支給を一時差し止める措置（以下「一時差止措置」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止措置を取り消すものとする。

ただし、第3号に該当する場合において、当該一時差止措置を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止め措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止措置を受けた者について、当該一時差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 一時差止措置を受けた者について、当該一時差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、懲戒解雇又は諭旨退職に相当する処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) 一時差止措置を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、懲戒解雇又は諭旨退職に相当する処分を受けることなく、当該一時差止措置を受けた日から起算して1年を経過した場合

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合の支給制限）

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職金が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは当該退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 退職をした者が刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 退職をした者が基礎在職期間中の行為に関し懲戒解雇又は諭旨退職に相当する行為があったことが明らかになったとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合にはその遺族）が当該退職に係る退職金の支給を受ける前に死亡したことにより退職金の支給を受ける権利を承継した者を含む。）に対し、まだ当該退職金が支給されていない場合において、前項に該当するときは退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

（返納）

第13条 退職をした者に対し退職金の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職者の生計の状況を勘案して退職金の全部又は一部を返納させることができる。

2 退職をした者に対し退職金の支給をした後において、その者が基礎在職期間中に懲戒解雇又は諭旨退職を受ける事由に相当する行為があったことが明らかになったときは、当該退職者の生計の状況を勘案して退職金の全部又は一部を返納させることができる。

ただし、当該返納処分はその職員の退職の日から5年を経過した日以降は行うことができない。

3 前二項の定めにより退職金を返納させる場合において、当該退職者が死亡している場合、研究所は当該退職者の遺族又は相続人に対し、その生計の状況を勘案して退職金の全部又は一部について返納を求めることができる。

ただし、当該返納の請求は、遺族に対しては当該退職の日から１年を経過した日以降、相続人に対しては当該退職の日から６か月を経過した日以降は行うことができない。

- ４ 前各項の規定により返納させるべき退職金の額、返納の手続その他返納に関して必要な事項は、第１８条に定める退職金審査会の審議を経て理事長が定める。

（勤続期間の計算）

第１４条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの年月数（本規程において基礎在職期間という。）による。

- ２ 前項の規定に関わらず、定年制職員のうち年俸制を採用している職員（以下「年俸制職員」という。）については、職員となった日の属する月から年俸制職員に移行した日の前日の属する月までの年月数による。

- ３ 前二項において、当該期間のうちに次の各号に該当する期間があるときは、その期間から、それぞれの期間に次の各号の割合を乗じて得た期間を除算する。

- （１） 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間 ２分の１
- （２） 停職期間 ２分の１
- （３） 私傷病による休職期間 ２分の１
- （４） 育児休業期間 ２分の１

ただし、育児休業期間のうち、当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間については、３分の１に相当する月を除算する。

- （５） 無期雇用職員等就業規程第４２条第１項第３号に基づく休職期間 １分の１
- （６） その他別に定める特別の事由に該当する期間 ２分の１

（勤続期間の計算等の特例）

第１５条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第７条の２第１項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての勤続期間の始期から後の職員としての勤続期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた勤続期間とみなす。

- ２ 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた勤続期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた勤続期間を含むものとする。
- ３ 職員が第１項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、第２条の規定にかかわらず退職金は支給しない。
- ４ 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の勤続期間の計算については、職員としての勤続期間はなかったものとみなす。

（調整額）

第１６条 職員が退職した場合における退職金の調整額は、第１４条に規定する勤続期間（第１５条第１項及び第２項に該当するものを含む。）の初日の属する月からその者の勤続期間の末日に属する月までの各月（休職（業務上の傷病による休職、通勤災害による休職及び研究所の都合による休職を除く。）、停職又は育児休業により現実には職務をとることを要しない期間のある月（現実には職務をとることを要する日があった月を除く。以下「休職月等」という。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の調整月額表に掲げる職員の区分（調整月額中欄に掲げるその者の属する職務の等級に応じて定める区分）に応じて定める右欄の額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整額）を合計した額とする。

ただし、年俸制職員の退職金の調整額については、別に定める。

調整月額表

職員の区分	職務の等級	調整月額
第1号	7等級	65,000円
第2号	6等級	59,550円
第3号	5等級	54,150円
第4号	4等級	43,350円
第5号	3等級	27,100円
第6号	その他の等級	0

2 退職した者の勤続期間に第15条第1項及び第2項に規定する期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 退職した者でその勤続期間が5年以下の者及び第6条第1号に規定する者（60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者を除く）でその勤続期間が10年以上25年以下の者に対する退職金の調整額は、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

4 前各項に定めるもののほか、調整額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他退職金の調整額に計算に関し必要な事項は、別に定める。

5 本規定により計算した退職金の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

（1） 第3条から第15条までの規定により計算した退職金の額が零である者又は第6条第1号に規定する者でその勤続期間が10年未満の者

（2） その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として懲戒規程第3条の規定による懲戒又はこれに準ずる処分を受けた者

（退職金の支給）

第17条 退職金は、法令及び研究所と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

（退職金審査会）

第18条 退職金審査会（以下「審査会」という。）は、理事長が役職員のうちから任命する5名以上9名以内の審査員をもって組織する。

2 理事長は、審査員のうちから審査会長を指名する。審査会長は、審査会の会務を整理し、審査会を代表する。

（審査会の招集及び議事）

第19条 審査会は、審査会長が招集する。

2 審査会は、審査員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 議事は、審査員総数の過半数で決する。可否同数の場合は、審査会長の決するところによる。

4 審査会の議事は秘密とし、審査員は議事内容を他の者に洩らしてはならない。

5 審査会は、必要ある場合は、審査員以外の者を審査会に出席を求め、説明又は報告をきくことができる。

6 審査会長は、審査会の審査の結果を書面により理事長に報告しなければならない。この場合において、少数意見があるときは、これを併記しなければならない。

（遺族の範囲及び順位）

第20条 本規程において遺族とは、次の各号に掲げる者とする。

（1） 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（2） 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者

（3） 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第21条 前条の規定に関わらず、次に掲げる者は退職金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (端数の処理)

第22条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月13日から施行し、平成19年4月1日より適用する。
(経過措置)
- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより改正後の定年制職員退職金規程（以下「新規程」という。）による退職金を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、改正前の定年制職員退職金規程（以下「旧規程」という。）により計算した退職金の額（以下「旧規程退職金額」という。）が、改正後の本規程により計算した退職金の額（以下「新規程退職金額」という。）よりも多い場合は、旧規程退職金額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職金の額とする。
- 3 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。
 - (1) 施行日の前日及び施行日において職員として在職していた者 施行日
 - (2) 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて第7条の2に掲げる国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者（その者の勤続期間のうち当該国家公務員等となった日前の期間に、新制度適用職員としての勤続期間が含まれない者に限る。） 当該国家公務員等となった日
 - (3) 施行日の前日において第7条の2に掲げる国家公務員等として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者 施行日
- 4 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職に係る退職金についての第2項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「本給月額」とあるのは「本給月額に相当する額として別に定める額」とする。
- 5 職員が新制度切替日以後平成22年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程退職金額が新制度切替日の前日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして計算した旧規程退職金額よりも多い場合は、これらの規定にかかわらず、新規程退職金から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職金の額とする。
 - (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次号に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - イ 新規程第8条の規定により計算した退職金の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額
 - (2) 新制度切替日以後平成20年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次号に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
 - イ 新規程第8条の規定により計算した退職金の調整額の100分の70に相当する額
 - ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額
 - (3) 平成20年4月1日以後平成22年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次号に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
 - イ 新規程第8条の規定により計算した退職金の調整額の100分の30に相当する額
 - ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額
- 6 第3項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職に係る退職金についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた本給月額」とあるのは「受けていた本給月額に相当する額として別に定める額」とする。

- 7 新規程第8条の規定により退職金の調整額を計算する場合において、勤続期間の初日が平成9年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、第1項中「その者の勤続期間」とあるのは「平成9年4月1日以後のその者の勤続期間」と、第2項中「勤続期間」とあるのは「平成9年4月1日以後の勤続期間」とする。
- 8 この附則に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成20年3月6日規程第14号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規程第12号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月23日規程第21号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日規程第57号）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

（退職手当の調整率に係る経過措置）

- 2 この規程による改正後の第5条の3の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、この規程の施行の日から平成26年6月30日までの間に退職した場合においては「100分の98」、平成26年7月1日から平成27年3月31日までの間に退職した場合においては「100分の92」と読み替える。

附 則（平成26年3月27日規程第38号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月13日規程第18号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第45号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日規程第4号）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日規程第107号）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規程第508号）

この規程は、令和4年3月25日から施行する。

附 則（令和5年7月27日規程第65号）

この規程は、令和5年7月28日から施行する。

附 則（令和5年10月19日規程第106号）

この規程は、令和5年10月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年6月27日規程第176号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和７年１２月２５日規程第２３７号）

- １ この規程は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ この規程の施行に関し必要な措置は、別に定める。

附 則（令和８年２月２６日規程第４９号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。